２０１４年７月１３日発行

村尾光子の

下野(しもつけ)市議会報告

（第35号）



連絡先：栃木県下野市祇園５-11-3
TEL&FAX ：0285-44-5418
E-mail ： muraomit@mb.infoweb.ne.jp

平成26年第２回臨時会(5月15日)と第２回定例会(6月5日～19日)の報告です。

《審議事項》

【第2回臨時会】

○議会人事)
・正副議長選挙　・常任委員会委員・一部事務組合議員
○同意(議会選出監査委員　岡本鉄男議員)
○専決処分の承認(4件)
・H25 一般会計補正予算　・税条例改正(市税、都市計画税、国保税)
○議案(H26年度一般会計補正予算)

【第2回定例会】

○選挙管理委員会委員・補充員選挙
○諮問(人権擁護委員の推薦同意　海老原冨美男氏)
○H26年度一般会計補正予算(2件)
○条例制定(3件)
・職員の配偶者同行休業条例　・任期付き職員採用等条例　・非常勤特別職報酬等条例
○市の境界変更とそれに伴う財産の処分(針ヶ谷地区)
○町・字の廃止、町・字の区域の変更(武名瀬川地区)
○請願・陳情(5件)
・通学路整備に関する請願(成田地区)⟹　趣旨採択
・「介護・医療総合確保法案」の撤回を求める陳情 ⟹　趣旨採択
・「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の採択を求める陳情　⟹　不採択
・「憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書」の採択を求める陳情 ⟹　継続審査
・「労働者保護ルールの見直しに関する意見書」の提出を求める陳情 ⟹　採択、意見書提出

■一般質問：6議員が質しました。

不安定な気象が続く昨今ですが、皆様、お元気にお過ごしでしょうか。
拍子抜けの感もありますが、市議選を無事乗り越えることができました。再び議会報告書をお届けします。お読み頂けたら幸いです。

例年 6 月の定例会は比較的議案が少なく、ゆったり気分ですが、今回は重要な内容の陳情が数件あり、一般質問準備と相まって、会期中せわしない感じでした。

安倍首相率いる内閣(政府)は、これまでに定着してきた憲法第 9 条の解釈変更により平和憲法を骨抜きにした。

憲法は国のありようを規定するもので、制定権は国民にある。立憲民主主義なのだから。主権者の意思を問わず、時の政権次第で実質改憲することは断じて許されない。安倍内閣は独裁政治を目指しているかのようだ。今の状態は民主主義とは言えない。国家は理性的であるべきで、主権者たる私たちはもっと民主主義の市民力をつけなければ!!

議会報告と意見交換会

7月27日(日)10:00～12:00
グリーンタウン・コミュニティセンター　研修室
報告：村尾光子



どなたでもお気軽にお出かけください

H26年第3回定例会は9月2日(火)開会予定です。

■議会人事　議長に松本賢一議員、副議長に小谷野晴夫議員

	選出規定	選挙：投票と指名推薦がある
議長･副議長	選挙	全員協議会で各１名が立候補表明、本会議で投票
常任委員会委員	議長指名	事前に各議員が所属希望提出。議長選挙後、指名
議会運営委員会委員	議長指名	各常任委員会から２名ずつ推薦し、本会議で指名
議会だより編集委員会委員	議長指名	各常任委員会から２名ずつ推薦し、本会議で指名
一部事務組合議員	選挙	全員協議会で希望者表明、本会議で指名推薦

※各委員会等の構成員は議会だより(8月15日発行)ご参照。

村尾は常任委員会希望は出さなかったが教育福祉常任委員会に。こちらは希望が叶って議会運営委員会、断り切れず議会だより編集委員会に所属。正副議長選挙への本会議での立候補表明は違法だって!?

■選挙管理委員会委員･補充員の選挙は議長指名による指名推薦で

任期：H26年6月26日から4年間　　（敬称略）

	氏　名	住　所	
委員	青木貞夫	小金井5-3-10	再選
委員	上野清一	薬師寺1,822-1	
委員	金田幸子	橋本530	再選
委員	園部孝一	祇園2-6-19	
補充員	1　大木　徳	下古山77-1	再選
補充員	2　永吉政美	薬師寺2,840-2	再選
補充員	3　菅沼みや子	薬師寺2,464-12	再選
補充員	4　野口礼子	仁良川1,542-12	

※委員が欠けたときには補充員から上記の順位で補充する。

■市税条例等一部改正は専決処分で

（地方税法改正H26年3月31日公布、4月1日施行）

【市税条例改正】

①地方税法と重複する条項を削除

②肉用牛売却による事業所得にかかる個人市民税課税をH30年度まで延長する。

③耐震改修が行われた住宅に係る固定資産税減額措置を受けようとする者の申告規定

④優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得への市民税課税の特例をH29年度まで延長。

⑤一般社団法人･一般財団法人が固定資産税非課税特例適用を受けるときの申告規定

（下野市内　一般社団法人０、一般財団法人２法人）

【国民健康保険税条例改正】

国保から後期高齢者医療に移行した者と同一の世帯が国保減額を受ける時の世帯所得基準を改正した。

①5割減額世帯：総所得金額及び山林所得金額の合算額が（33万円＋当該納税義務者を含む被保険者及び特定同一世帯所属者数×245,000円）を超えない世帯

②2割減額世帯：総所得金額及び山林所得金額の合算額が(33万円＋特定同一世帯所属者数×**45万**円)を超えない世帯

※特定同一世帯所属者 ＝ 後期高齢者医療被保険者

■任期付職員の採用、給与の特例に関する条例制定

高度な専門的知識経験を有する者を任期を定めて採用できるよう、「地方公共団体の一般職の任期付き職員の採用に関する法律」に基づき条例を制定した。

現在のところ、近々の採用計画はない。

《任期を定めた採用》		採用･任期
(1) **専門的知識等**（特定任期付職員）	①高度の専門的な知識経験等を有する者を一定期間活用することが特に必要 ②専門的な知識経験を有する者を期間を限って業務に従事させることが特に必要	選考 5年以内
(2) **業務量の関連**	①一定期間内に終了することが見込まれる業務に従事 ②一定期間内に限り業務量増大が見込まれる業務に従事	競争試験又は選考 3年以内
(3) **短時間勤務職員**	①(2)の①②の場合 ②住民に対するサービス提供体制の充実 ③部分休業を取得する職員の業務の代替	同上
給　料	適用する給料表を規定した。 (1)の場合、特定任期付職員給料表 (2)及び(3)の場合、任期付職員給料表 号級は規則で定める基準により決定する。	

将来的に必要となった場合に備えての条例制定だが、公認会計士･弁護士･システムエンジニアなどの専門家を想定しているとのこと。

■文化芸術活動拠点整備検討委員会を設置

―非常勤特別職として委員報酬額を議決―

《検討内容》

･利用形態　･建設規模　･建設候補地　運営方法

建設･運営について民間活用も視野に入れて検討する。

《委員構成》：20人

･学識者(大学教授)･各種団体代表･社会教育委員

･公募委員(3人)　･その他金融機関関係者

会議4回、H27年3月までに報告書作成、それを受けて全庁的に検討予定。

《委員報酬》：委員長(専門委員)　18,000円/日

委員　7,000円/日

■ H26年度一般会計補正予算(第1～3号)

8億3625万円追加、予算総額 239億9625万円に

《主な歳入》 (千円単位以下切り捨て)

○県補助金 6億6825万円

(大雪被災農業者経営育成支援)

○基金繰入金 1億1755万円

〔降雪被災農家支援市補助金分 1億0275万円
降雨災害麦作付け支援市補助金 1074万円〕

○国庫補助金(臨時福祉給付金等事務費) 403万円

○県教育費委託金(地域連携重点推進モデル事業) 10万円

○市債 4630万円

(合併特例債 4490万円、消防施設整備債 140万円)

《主な歳出》

○農業用施設降雪災害復旧支援補助金 7億7100万円

被害465棟、見舞金申請305件(H25年度予算で交付)
撤去費用(100%公費)・再建修繕助成申請 129件(補助率:国 50%、県 20%、市 20%)

○降雨災害麦作付支援事業補助金 1074万円

5月の高温、6月の大雨により大麦に穂発芽被害(収穫前に発芽してしまう)発生、農業共済制度とは別に、市独自に次期作付け用種子購入費を補助する。県は麦後作の水稲作付けへの技術支援をする。

○庁舎建設事業費 4000万円

(労務単価見直しによる。H27年度支出分は3400万円)

○市道1-7号線整備事業 594万円

(国道4号線から市道1-7号線(自治医大北側)への
右折用車線整備、松林高木伐採・除根、案内標識移設)

○消防器具置場建設(薬師寺、第1分団第2部) 274万円

○文化芸術活動拠点整備検討事業 52万円

○学校・地域連携重点推進モデル事業(吉田西小) 10万円

■「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の採択を求める陳情は不採択 (「採択すべき」: 3/17)

付託された総務常任委員会での審査結果は不採択。

法が施行される前に廃案とすべきと考え、討論をした。

《討論要旨》(村尾:採択すべき)

昨年12月に成立した「特定秘密保護法」は、28年前に廃案なった「国家秘密法」が対象とした防衛・外交に関する情報に加え、アメリカ、ドイツ、フランスの法律には含まれていない「特定有害活動の防止」、「テロリズムの防止」に関する情報が含まれ、4分野に範囲が拡大されている。

どのような行為が特定有害活動やテロリズムに該当するのか明確ではなく、実施権者の恣意的判断により、例えば原発反対や自衛隊海外派遣反対などの活動や、政治的な主義に基づきある政策を求め、あるいは反対するためのデモなど、市民の正当な表現活動も「我が国及び国民の安全を著しく害し、または害する恐れのあるもの」と判断されたり、「適性評価制度」により当局の監視下に置かれ、それが違法になされても内部通報や報道機関による暴露ができなくなる恐れがある。

主権者である国民や国会のコントロールが効かない「絶対権力」としての秘密警察や秘密諜報機関を生み出す可能性もある。

政府による違法な行為についても特定秘密に指定されうる懸念もある。日弁連の報告によると「特定秘密保護法」は「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則」(**ツワネ原則**:注)に7点で反してる、とのこと。廃案とすべきだ。

注:**ツワネ原則とは** 国連等の特別報告者を含む世界70カ国以上の500人以上の専門家により作成され、2013年6月に発表された。国家安全保障分野において立法を行う者に対して、国家安全保障への脅威から人々を保護するための合理的な措置を講じることと、政府情報への国民のアクセス権を保障することとの両立を図って作成された実務的ガイドライン。

日弁連は特定秘密保護法は7点においてツワネ原則に反しているとしている。

①政府の人権法・人道法違反の事実や大量破壊兵器機の保有、環境破壊など、政府が秘密にしてはならない情報を列挙しているが、特定秘密保護法には明示されていない。

②情報は必要な期間のみ限定して秘密指定されるべきであり、政府が秘密指定を許される最長期間を法律で定めるべきとしているが、「防衛のように供する物」や「外国政府や国際機関との交渉に不利益を及ぼす恐れのある情報」などについては定めがない。

③内部告発者に対する保護規定がない。 など。

「秘密保護法とは何か?～その危険性と問題点～」
2014年3月25日 日本弁護士連合会 から抜粋

■「憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書」の採択を求める陳情

⇒ 継続審査に (「継続審査」に賛成: 13/17)

総務常任委員会への付託審査結果は、「国の原案は未だ不確定な状況であり、その進捗も踏まえつつさらに慎重に審査をする必要がある」として「継続審査」。

安倍首相はまもなく閣議決定で解釈変更による集団的自衛権行使を認めさせようとしている。9月の次回定例会まで待てない。

今こそ「NO!!」の声を上げるべきと考え、「採択」の討論をした。

《討論要旨》(村尾:採択すべき)

主権者は国民、憲法の制定権は国民にある。国民の意向を聴かずに実質的な改憲となる集団的自衛権容認は、立憲主義に反し国民を愚弄している。

これは中国、北朝鮮に対して抑止力にはならず、むしろ挑発することになる。「必要最小限」としてもひとたび憲法の制約を外せば、いくらでも拡大的に運用できる。「後方支援」といえども実は戦場で、これまでも各国の後方部隊に多くの犠牲者が出た。

国民合意なしに「戦争をする国」になるのは反対。

今こそ、意見書を提出すべきだ。

「継続審査」に賛成しなかったのは4議員

総務常任委員会を傍聴した。陳情は2件とも休憩して別室で協議したり、陳情者から直接趣旨説明を聞くこともなく、傍聴していた陳情者は、きっと肩透かしを食ったと思っただろう。危機感を抱いての陳情書提出だったろうに・・。

■「介護・医療総合確保法案」の撤回を求める陳情 ⇒ 趣旨採択

（全員賛成）

付託された教育福祉常任委員会では、保険給付費が急増しているので改革は必要との認識から、法案撤回には賛成できず趣旨採択とした。しかし、法案には要支援への通所・訪問サービスを保険給付から外し市町村地域支援事業へ移行させる、280万円以上の所得者のサービス利用料を2割とするなど、介護保険制度そのものを変える重大な課題があるので、見直しを求める意見書案を提出すべく、文案を協議し作成した。

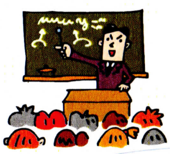
ところが、委員長が審査結果報告をする定例会最終日前日の6月18日朝、「19日に参議院本会議で可決の見通し」との新聞報道があり、急遽、委員会が開かれた。

その結果、単なる文言の修正ではなく、「法律の成立直後に意見書を提出するのは議会の資質が問われる」(??))や「意見書は今後の現場の様子を把握した上で提出した方が良い」等の意見に押され(多数決)、常任委員会からの意見書案提出は見送ることになった。残念、且つ釈然としない結末となり、思わぬ展開だった。

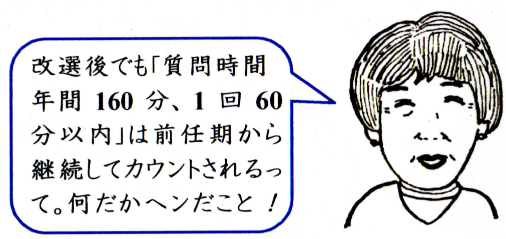
が、この陳情・意見書案に関して3日を費やした。意見のせめぎ合いもあったが、丁寧に審査した、と言えるのではないか。

《幻となった意見書(案)で見直しを求めた項目》

1. 安易な急性期医療ベッドの削減と機械的な早期退院の強要をしないこと。
2. 介護保険要支援者の「訪問介護」、「通所介護」を保険給付から外さないこと。
3. 介護保険サービスの自己負担を増やさないこと。
4. 特別養護老人ホーム利用者を要介護3以上に限定しないこと。



村尾光子の 一般質問



「学びの共同体」の学校改革に取り組まれたい



市内全小中学校において「学びの共同体」の学校改革を実践されたい。

学びの共同体としての学校の定義は、子どもたちが学び合う学校、教師たちが専門家として学び合う学校、親や市民が参加し協力し学び合う学校であり、学校の使命と責任とは、すべての子どもの学びの権利を実現すること、質の高い学びを保障することとしている。

児童生徒が学ぶ喜びを抱き、学習に意欲的になれる方策と考える。

【池澤教育長】「学びの共同体」は 1990 年代にいじめや不登校問題が大きな社会問題として取り上げらる中、学習院大学の佐藤 学教授(東京大学名誉教授)によりシステムとして構築された。

「学びの共同体」ではこれまでの教師の「教える」・児童生徒の「教わる」関係から、教師は脇役となり、児童生徒が主役となって、わからない子どもの問いかけから出発して学び合う関係を築くこととしている。現在多くの教室で取り入れられているグループ学習もこれに該当する。

国分寺中学校ではH23 年度から、石橋中学校ではH25 年度から「学びの共同体」の理念に基づき、日々の授業研究に取り組んでいる。両校とも講師を招き公開授業研究や研究協議会を開催している。

市内小中学校では、児童・生徒の自ら学ぼうとする力を引き出し、一人ひとりの学力向上を目指して、下都賀教育事務所、市教育研究所、宇都宮大学のサポートを得ながら研修・研究を行い、教師の授業力向上に努めている。

今後も「学びの共同体」の取り組みを一つの参考として、児童・生徒自らが「学び合う」、「学ぶ」とはどういうことなのか、どのように教えるか、学習のあり方そのものを見直す研究をして参りたい。

(再質問)国分寺中・石橋中のみならず、市内全校において「学びの共同体」による授業づくり、学校改革に取り組めないか。

【池澤教育長】佐藤教授は国分寺中に来校された際、「子どもたちに質の高い学びを提供するためには、教師が教養を高め、大いに読書すべきである、また、学びの主役である子どもたちも読書し、学力を高めるに必要なのは家族で本を読むこと。ここが出発点だ」と話された。

国分寺中と石橋中は一つの特色ある教育活動として、県内で初めて取り組んでいる。H28 年から新しい学習指導要領になるので国の動きも考慮しながら、学びはどうあるべきか、一緒に取り組んでいく。

《「学びの共同体」の学校改革》

—佐藤 学教授講義(於市川房枝記念会)資料から引用—

学ぶ権利(憲法第 26 条「教育を受ける権利」)は、第 25 条「生存権」と第 13 条「幸福追求権」と共に成立した。その意味を再認識する必要がある。学ぶ権利は子どもの人権の中心であり、学びは子どもの希望の中心である。学び続ける限り、子どもは決して崩れない。

21世紀の社会と教育

21 世紀の社会は次の対応を教育に要請している。

①知識基盤社会への対応 ══ 産業主義社会からポスト産業主義社会へ ══ 生涯学習社会

②多文化共生社会への対応

③格差リスク社会への対応

④成熟した市民社会の建設 ══「市民性」(citizenship)の教育 ══ 公共モラルの確立

一人残らず子どもの学ぶ権利を実現し、21世紀型の学校(学びの質と平等の同時追求)を実現する学校改革 ══「学びの共同体」の学校改革

●学びの共同体の学校改革のビジョン

①定義＝学びの共同体としての学校＝子どもたちが学び合う学校、教師たちが専門家として学び合う学校、親や市民が参加し協力し学び合う学校

②学校(教師)の使命と責任は、一人残らず子どもの学びの権利を実現することと、質の高い学びを保障すること

③一人残らず教師の教育専門家としての成長を促進すること

●「学びの共同体」の三つの哲学

①公共性の哲学(public philosophy) ══ 開かれていることと協同すること ══ 私事化、部族化との闘い

②民主主義の哲学 ══ 子どもも教師も親も主人公、民主主義は「他者と共に生きる生き方」＝個人の尊厳と多様性の尊重

③卓越性(excellence)の追求 ══ 最高のものへの挑戦 ══ 質(quality)の追求 ══ ジャンプとしての学び

●学びの共同体の原理

①学びの共同体づくりは対話的コミュニケーションの実践によって構成される。

②対話的コミュニケーションは〈聴き合う関係〉によって実現する。〈他者の声を聴く〉ことが学び合う関係づくりの基礎となる。

③学びは〈対象(テクスト)との対話〉であり、〈他者との対話〉であり、〈自己との対話〉である。

国分寺中、石橋中で既に実践している!! 感激。

「教育の自由を確保するために―地方議会の役割」と題した佐藤 学教授の講義を聴いた。社会的背景や教育の現状、なぜ「学びの共同体」なのかを論理的に説かれ、数多くの実践例を示されて、大変興味深かった。

ことに「学びの共同体」の学校改革のビジョン、学びの共同体の三つの哲学については、私が教育に欠けていると感じた視点が明確に示されていて共感した。ぜひ、下野市の全小中学校で取り入れてほしいと思った。

講義後、佐藤先生から「今度、下野市の国分寺中学校へ行きますよ」と伺った。ビックリしたが、お陰で国分寺中(6/4)、石橋中(6/17、講師 齋藤智哉先生)での公開授業研究会を参観することができた。



(東京にて)

市内全校へ拡大、発展しますように。

障害者差別解消法施行に向けての準備はどうか

(1)障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律) は平成25年6月に公布され、28年4月に施行される。

地方公共団体の責務として必要な施策の策定と実施や、行政機関として、学校を含めた各分野に於いて必要な合理的配慮を的確に行うための環境の整備が義務として規 定されている。

市民・行政は何が社会的な障壁となるのか、理解を深める必要もある。2年後の施行に向けて、どのように取り組んでいくのか。

【広瀬市長】 国では行政機関・各分野間の取り組みのばらつきを防ぐため、施策の基本的な方向等を示す基本方針の策定を進めている。

地方公共団体では、この基本方針に則して地方公共団体等職員対応要領の作成が求められている。本市では基本方針策定を踏まえ、障がい者や障がい者団体等の意見を聞いて対応要領の作成や、公共交通施設や建築物のバリアフリー化、職員に対する研修会などを実施しながら、環境整備に努める。

【池澤教育長】 学校における環境整備として、何よりも人権教育の推進により、あらゆる差別を生み出さない環境をつくることが重要だ。

本市の人権教育は、とちぎ教育振興ビジョン三期計画での教育目標「とちぎの教育が目指す子ども像」を実現するために定められた「人権尊重の精神を育む教育の推進」や、「下都賀地区学校教育の重点」に掲げる重点項目「一人一人を大切にする人権教育」を基本としている。

H26 年度下野市学校教育計画の基本方針の一つ「人権尊重の精神を涵養する人権教育の推進」や H25 年 3 月策定の「下野市人権教育・啓発推進行動計画」で示した「施策の方向性」に基づき、今後、設置が検討される取り組みのための組織と連携しながら、差別解消に向け取り組む。

(再質問)国が基本方針を策定するまで何もしないのか。多くの市民はこの法律が制定されたことも、何が差別に当たり、公の禁止事項、民間の努力義務も分からない。法の趣旨への理解を得るために働きかけが必要ではないか。

【小口健康福祉部長】 地方公共団体等職員対応要領作成は国の基本方針策定を待つが、市民への周知活動等はできるので、検討・実施する。

(2)今年度は第4期障がい者福祉計画(H27～29年度)を策定する。障害者差別解消法と整合性を図らねばならないと考えるが、どのように考慮されるのか。

また、地域自立支援協議会は機能しているのか。今後設置されるであろう障害者差別解消地域協議会との役割分担や連携をどう考えるか。

【広瀬市長】 第4期障がい者福祉計画は、障害者基本計画と障害福祉計画を一体的に策定するもので、市の障害者施策を関する基本的な計画として位置づけられている。

障害者差別解消法は、障害者基本法第4条に規定する差別禁止規定を具体化するもので、障害を理由とする差別解消のための施策は、障害者基本法に基づく施策として障がい者福祉計画に盛り込むこととなっている。

◆　◆　◆

本市の地域自立支援協議会は相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、保健・医療、教育、雇用、法律、障害者団体、指導機関からの20名で構成されている。メンバーは実際に支援を行っている担当者であるため、日常活動の中で地域の実情に応じた協議が行え、県の地域自立支援協議会担当者研修会でも先進的な事例として紹介された。機能は果たされていると認識している。

障害者差別解消支援地域協議会は、障害を理由とする差別に関する情報交換、地域における障害者差別に関する相談や紛争の防止・解決を推進するためのネットワークを構築することが目的とされ、設置の有無については地方公共団体の判断に委ねられている。

現在、国では協議会のあり方等について検討されているので、これらの結果を参考にしながら設置に関し検討する。

(再質問)今年度策定する第4期障がい者福祉計画には、差別解消に向けた条項が盛り込まれるのか。

【小口健康福祉部長】 既に第3期障がい者福祉計画においても差別解消に関する施策は位置づけをしているので、第4期計画にも引き続ける。

国はH25年度末を目途に、差別についての事例等を例示した基本方針を示すとしていたが、現在までに示されていない。示され次第、積極的に取り組む必要がある。

どう変わるのか?

《障害者基本法第4条　差別の禁止》

(1)障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止
(2)社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止
(3)国による啓発・知識の普及を図るための取り組み

⇩ **具体化**

《障害者差別解消法》　H28年4月施行

Ⅰ　差別を解消するための措置

	差別的取扱い	合理的配慮
行政機関・地方公共団体等	禁止	法的義務
民間事業者	禁止	努力義務

【具体的な対応】政府：差別解消推進基本方針策定
●国・地方公共団体等：取り組みに関する要領策定
●事業者：事業分野別の指針(ガイドライン)策定

Ⅱ　差別を解消するための支援措置

○紛争解決・相談　○地域における連携
○啓発活動　○情報収集等

(内閣府資料より抜粋)

地域包括支援センターに正規職員を配置されたい

現在は、地域包括支援センターには専門職ではあるが全員とも非常勤特別職の配置であり、職員の定着率が低い。今後、地域包括ケアシステムを構築しなければならず、その中核になるのは地域包括支援センターであることから、正規常勤職員の配置を求める。

【広瀬市長】 地域包括支援センターは直営と民間委託という形で、地域ごとに対応してきた。

南河内地区	市直営	全員非常勤職員
国分寺地区	市社会福祉協議会へ委託	
石橋地区	社・福法人栃の木会へ委託	正職員配置安定運営

これまで、ケアマネージャー共同の意見交換等で問題意識の共有化を図ってきたが、最終的には担当部署内にとどまっていた。

職員の定着率が低いのは、雇用契約が1年と不安定であるためと思われる。

地域包括ケアシステム構築のためには地域包括支援センターの機能強化が重要だ。直営のみなみかわち地域包括支援センターに正職員を配置して基幹センターとし、委託している2包括支援センターにも正職員を配置を求める方向で、早急に検討し対応する。

(再質問)2年前に、地域包括ケアシステム構築に努める、との答弁を得ている。これまでどのように進められたのか。　進まなかった、とするなら、それはなぜか。

【広瀬市長】 ケア・マネ会議では問題意識の共有化はなされたが、旧町地区内での動きのみで、前に進むことができなかったと反省している。担当部・担当課の積極的な関与が少なかったことも一因と考え、見直しながらシステム構築に向け検討する。



下野市地域包括支援センター
みなみかわち
グリーンタウンコミセン隣、南河内児童館に併設



直営の「下野市地域包括支援センターみなみかわち」の職員は、4月時点では看護師・主任介護支援専門員・社会福祉士の各1名ずつ3名が週5日、看護師1名が週2日の勤務態勢で、全員非常勤職員により運営されていたが、6月第2週からは看護師・主任介護支援専門員・社会福祉士の3名となった。出産・育児のための休暇が取れず退職せざるを得なかったと聞いた。

職員の定着率が低いのは、何より雇用条件が悪いからではないか。専門職とはいえ何年経験を積んでも昇給せず(非常勤特別職、定額報酬)、産休・育休もない。対人関係の仕事が主なので、おそらくストレスも多いだろう。雇用条件が悪いことが大きな要因に違いなく、これでは経験を積みながら地域に根ざした仕事を求めること自体が無理というものだ。営利ではなく、「人権を守る」仕事を担っているというのに‥。

現在の地域包括支援センターは介護保険要支援認定の方々のケアプランを作るのが主な業務だが、健康教室開催や地域の高齢者の相談窓口となっている。

今後、地域包括ケアシステムを構築するためには、地域の様々な機関・団体や住民と連携しなければならない。職員が退職などでたびたび交替するのでは、地域住民や機関などと信頼関係を築くのは難しい。

このたび条例を制定した「任期付職員」としての採用は考えていないようだ。早期に正規常勤職員を配置してほしい。

村尾が質問通告したが、前の質問者の介護保険改正に伴う地域支援事業への答弁だった。答弁原稿を間違えた？

ジャコウアゲハのサナギ





（姿川流域にて、6月27日）

ジャコウアゲハの幼虫の食草
ウマノスズクサ

ジャコウアゲハの保護活動が始まった



政治への参加能力は 批判的に考えることから身につく

～早稲田大学 近藤孝弘教授の講義と対談から～

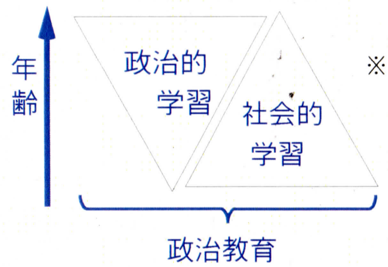
“政治参加の促進だけでは不充分で、まずは政治参加能力の育成が必要であり、双方が行われることが大切”と、近藤先生は講義「ドイツにおける政治教育の発展と現状」の最後に述べられた。(市川房枝記念会女性と政治センター)

歴史的経緯はあるが、ドイツでの本当の政治教育は世界第2次大戦敗戦後に始まった。保守的、革新的政治教育の対立を経て、1976年の基本的合意により政治教育の根本原理が確認された。啓蒙主義的政治教育となる。

(1)圧倒の禁止(教師の意見押しつけ禁止)
(2)多様な意見を提示する(意見が分かれていることも提示)
(3)-政治参加能力の育成(自分の関心を分かり、自らの利害を理解し、自らの意見を持つ)

これは、①すべての政党、すべての生徒が民主主義体制を維持するなら、どの政党を支持してもよい。②正確に認識する。道徳教育のみで政治教育に置き換えることはできない。即ち、**ドイツの政治教育は民主主義の能力(価値観に基づき自ら判断し行動する)を獲得させることを目的とする。**

《ドイツの政治教育の構造》



※日本の教育学者は社会的学習に注目、重視している。

政治教育を行うNPOクルムスは全国の中学・高校で統一子ども模擬選挙を実施している。2013年には全国25％の学校で実施、2022年までにすべての学校で実施することを目標としている。(選挙権は18歳から)

※近藤孝弘教授は宇都宮市のご出身、親近感を抱いた。

2014年　下野市議会議員選挙　選挙費用報告》

4月13日に告示された下野市議選は、無投票で当選となりました。ご支援ありがとうございました。

《支出》

ポスター印刷	97,200円
（うち公費負担	75,816円）
選挙はがき印刷	52,164円
選挙自動車燃料費	8,100円
賄い材料・事務用品他	39,758円

《財源》

寄付金	70,000円
自己資金	51,406円

これまでと同様に、選挙事務所は自宅に開設、運動はボランティアの皆様の手で担っていただきました。お陰様で通算10回目の地方議員活動ができます。

無投票となったため、選挙ポスターは1日のみの掲示、選挙はがきも投函できず公約を掲げた選挙公報も発行されず・・・。告示日は、無投票になるかも知れないとの観測から、できるだけ市内全域を回るため街頭遊説はせずに連呼のみでした。無投票当選の経験は3度目ですが、『街頭遊説無し』は今回が初めて!!

残念だった点はいくつもありますが、たった1日の選挙運動で当選できたことは幸運なこと、これからの議員活動にエネルギーを注いでいきます。

選挙費用は、従前からの手持ちの拡声器費等も計上した選挙管理委員会への収支報告書とは内容が異なります。

【4月】

3　市議選立候補届出書類事前審査
5　教育商談研修(宇都宮市))
7　GT 祇園 5 丁目自治会総会
8　**南河内第二中入学式参列**
9　**祇園小入学式参列**
13　市議選告立候補届出、選挙運動
17　出会いふれあい会食ボランティア
18 ～ 19　帰省(日立市)
20　市議選当選証書付与／さよなら原発栃木の会総会･記念講演 菅 直人元首相(宇都宮市)
21　自然に親しむ会(タラの芽パーティ)／生活学校やよい会例会
22　市ボランティア連絡協議会理事会
27　議会報告会／下野市九条の会総会･記念講演「特定秘密保護法」田中徹歩弁護士
29　文化協会講演「」小川正次氏

【5月】

5　帰省(日立市)
6　**国分寺跡保存整備完成記念式典･公演「薪能」**
7　**議員全員協議会**
9 ～ 11　亡義母法事(小樽市)
13　市更生保護女性会総会
15　**市議会第2回臨時会**／とちぎつばさの会下野支部
16　市川房枝記念会･セミナー「今日のヨーロッパにおける政治教育の展開―ドイツを中心に―」早稲田大学 近藤孝弘教授／政治参画フォーラム「子ども･子育て新支援制度の課題―地域･自治体の側から考える」白梅学園大学 近藤幹生教授(東京)
17　市 V 連定期総会／政治参画フォーラム「教育の自由を保障するために―地方議会の役割」学習院大学 佐藤 学教授(東京)
17 ～ 18　地方自治体議員行財政自主研究会「介護保険法改正」小竹雅子氏･小島美里氏(東京)
19　やよい会例会
21　**下野市役所新庁舎起工式**／小規模ディサービス「クローバー祇園」見学／市民活動補助事業 2 次審査会(とちぎつばさの会下野支部)
22　**教育福祉常任委員会**
23　市川房枝記念会セミナー「ドイツの政治教育 II」近藤孝弘教授
25　美化キャンペーン作業(ＧＴ祇園 5 丁目)／「非電化工房」見学(環境問題を考える会、那須町)
27　教育相談研修「支援が必要な児童･生徒の理解と対応」信州大学 高橋知音教授(宇都宮市)
28　地域包括支援センターみなみかわち訪問(やよい会)
29　**議会運営委員会／議員全員協議会**
31　**祇園小運動会参観**／とちぎ地域自治研究所総会･記念講演「消費税率改正」(宇都宮市)

【6月】

1　近藤孝弘教授インタビュー(市川房枝記念会「女性展望」、東京)
4　国分寺中学校第 1 回公開授業研究会参観「思考力･判断力･表現力を育成する言語活動の充実」指導講評 佐藤 学教授
5 ～ 19　**市議会第2回定例会**
　5･6･9･10･19　**本会議**
　　5　**議会だより編集委員会**
　　9　**村尾一般質問**
　　11　総務常任委員会傍聴
　　12　経済建設常任委員会傍聴
　13･16･18　**教育福祉常任委員会**
　　19　**議会運営委員会／議員全員協議会／議会だより編集委員会**
7　ジャコウアゲハチョウを保護する会(自然に親しむ会、通称ジャコ連)
14　**南河内第二中体育祭参観**／環境市民会議設立総会
15　**市民体育祭ティーボール大会開会式**(別処山公園)／下野市九条の会
17　石橋中自主公開研究会参観「学び合いの授業を通した確かな学力の確立」指導助言 齋藤智哉准教授
21　教育相談研修会(宇都宮市)
26　出会いふれあい会食ボランティア／とちぎつばさの会
27　ジャコウアゲハを保護する会観察･作業
28　高橋昭彦氏ヘルシー･ソサエティ賞受賞記念講演会･祝賀会(宇都宮市)
30　お茶の間健康クラブ準備協力
6/20 ～ 7/4　議会報告 No35　編集･印刷作業

～あれこれ～　■図らずも無投票当選させていただいた。選挙態勢が万全ではなかったので、正直なところほっとしました。ご協力くださった方々には心から感謝いたします。議会報告書を配布してくださった皆様には、引き続きお世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

■一方で、有権者の信任を得たのだろうか？本当に良いのか、不安になります。「無投票は、市民の政治に参加する能力が育っていないことなのかも」と近藤孝弘教授。■義母の法事は1ヶ月先延ばしにしてもらったのに、選挙運動が1日で終わったお陰で、実母のご機嫌伺いと介助のために2回も帰省できた。

■自治医大卒業生で外来と訪問診療を行う高橋昭彦さん(ひばりクリニック院長、宇都宮市)は今年3月にヘルシー･ソサエティ賞(医療従事者部門)を県内で初めて受賞された。診療の傍ら、重症障がい児者レスパイトケア施設をつくり医療的ケアが必要な子どもの日中預かり事業を実施している。宇都宮市の重症障がい児者医療的ケア支援事業創設のきっかけにもなった。学生時代には我が家を度々訪れていた旧知の人。誇らしく思う。

